

名古屋市教育委員会告示第12号

名古屋市登録無形民俗文化財の登録について

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例（昭和47年名古屋市条例第4号）第10条の2第1項の規定により、次の文化財を名古屋市登録無形民俗文化財に登録する。

令和8年4月10日

名古屋市教育委員会教育長 杉浦弘昌

1 名古屋市登録無形民俗文化財に登録するもの

名称	申請者
下志段味の道行き囃子と神楽	名古屋市守山区下志段味 しもしだみ獅子・神楽連 会長 野田 芳敬

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課